

令和8年度兵庫県立大学大学院理学研究科4月入学者選抜方法等

2次募集 [博士(前期)課程]

兵庫県立大学

〒651-2197 兵庫県神戸市西区学園西町8丁目2-1

電話(078)794-6580 (代表)

1 一般学生

専攻	募集人員	出願期間	入学考查日	合格発表日	選抜方法等	出願資格	その他の事項								
生命科学専攻 (情報理学研究室除く)	若干名	令和8年 1月5日 (月) ～ 1月9日 (金)	令和8年 2月2日 (月)	令和8年 2月18日 (水)	<p>○面接試験(専門科目に関する試問を含む)・TOEIC又はTOEFL</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>日程</th><th>教科等</th><th>出題科目</th><th>時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2月2日 (月)</td><td>面接試験</td><td>_____</td><td>13:30 ～17:00</td></tr> </tbody> </table> <p>(注1)面接試験にて、本大学院および志望する研究室において大学院生として就学可能な能力を持つかどうかの資質を問う。※</p> <p>(注2) TOEIC又はTOEFLのいずれかをあらかじめ受験した上で、その公式認定証(TOEIC)又は公式スコアレポート(TOEFL)の原本を必ず試験時に持参すること。公式認定証又は公式スコアレポートは、入学願書提出期限から3年以内に実施されたものを有効とする。なお、これらの書類は試験の前に原本を確認、コピーを取得し、試験終了後に返却する。</p> <p>(注3)面接試験、TOEIC又はTOEFLテスト及び書類審査の結果を総合して、合格者を決定する。</p>	日程	教科等	出題科目	時間	2月2日 (月)	面接試験	_____	13:30 ～17:00	<p>次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)大学を卒業した者及び令和8年3月31日までに卒業見込みの者 (2)学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者及び令和8年3月31日までに授与される見込みの者 (3)外国において学校教育における16年の課程を修了した者及び令和8年3月31日までに修了見込みの者 (4)外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び令和8年3月31日までに修了見込みの者 (5)我が国において、外国の大学(専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。)の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び令和8年3月31日までに修了見込みの者 (6)外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。) 	<p>出願者は希望する研究指導教授とあらかじめ協議のうえ出願すること。</p> <p>試験は播磨理学キャンパス、合格発表はHPで行う。</p> <p>(願書請求先) 播磨理学キャンパス 学務課 〒678-1297 兵庫県赤穂郡上郡町 光都3丁目2-1 電話(0791)58-0102</p>
日程	教科等	出題科目	時間												
2月2日 (月)	面接試験	_____	13:30 ～17:00												

1 一般学生

専攻	募集人員	出願期間	入学考查日	合格発表日	選抜方法等	出願資格	その他の事項
生命科学専攻 (情報理学研究室除く)						<p>により学士の学位に相当する学位を授与された者及び令和8年3月31日までに修了見込みの者</p> <p>(7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び令和8年3月31日までに修了見込みの者</p> <p>(8) 文部科学大臣の指定した者（令和8年3月31日までに該当する見込みの者を含む。）</p> <p>(9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者</p> <p>(10) 大学に3年以上在学した者で本研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者</p> <p>(11) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本研究科において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認められた者</p> <p>(12) 本研究科において、出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、入学時に22歳に達する者</p>	